次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画

令和7年2月1日 学校法人新潟工科大学

本法人の職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることにより、その能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年2月1日から令和9年1月31日までの2年間

2. 計画内容

【目標1】 職員のワーク・ライフ・バランスを確保するため、一人当たりの各月ご との時間外労働時間数を20%削減する

<取組内容・実施時期>

- ●令和7年2月~ 全職員の現状把握や課題分析を行い、共有を図る。
- ●令和8年4月~ 個人および所属先の業務量の適正化を図る。

【目標2】 育児・介護休業における柔軟な体制の整備を行う

<取組内容・実施時期>

●令和7年2月~ 出産・育児・介護等と仕事の両立ができるよう育児休業、介護休業等に関する規 則を見直し、改訂する。

- ●令和8年4月~
 - ・制度に関する要点をまとめたパンフレット等を作成し、掲示等により周知する。
 - ・育児・介護休業中の職員へ学内情報を発信する。
- ●令和9年4月~

育児・介護休業から復帰した職員を対象に、面談の機会を設け、復帰後のフォローを実施する。

【女性の活躍の現状に関する情報公表】 採用した労働者に占める女性労働者の割合 75.0%(直近1年間)